児童手当に関する大切なお知らせ

令和6年10月分(12月支給分)から 児童手当制度が拡充されます

1. 拡充内容

拡充分の手当を受給するには、**申請が必要な場合があります。**
申請の対象者については裏面の「4. 申請対象者」をご確認ください。

■ 対象児童年齢の拡大

高校生年代(18 歳到達後最初の年度末)までの児童が支給対象となります。

■ 所得制限撤廃

保護者の所得によらず、高校生年代までの児童全員が支給対象となります。

■ 多子加算の増額

第3子以降(※)の子は、**月額30,000円**の支給となります。
(※)多子加算のカウント方法が、**大学生年代(22歳到達後最初の年度末までにある子)**について、保護者の経済的負担がある場合にカウント対象となります。

■ 支給回数の増加

支給月が年3回から**年6回**(2月、4月、8月、6月、10月、12月の偶数月)となります。

2. 支給額(月額)

対象児童	第1子・第2子	第3子以降
0歳から3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	

3. 申請について

制度改正により申請が必要な方は、**令和6年10月11日(金)**までに申請書類を提出してください。なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日(月)までに申請いただければ、制度改正時(令和6年10月分)からの児童手当を遡及して支給いたします。

・令和7年4月1日以降に申請された場合、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

裏面につづきます。

4. 申請対象者

制度改正による申請手続きの要否については、以下のフローチャートをご確認ください。

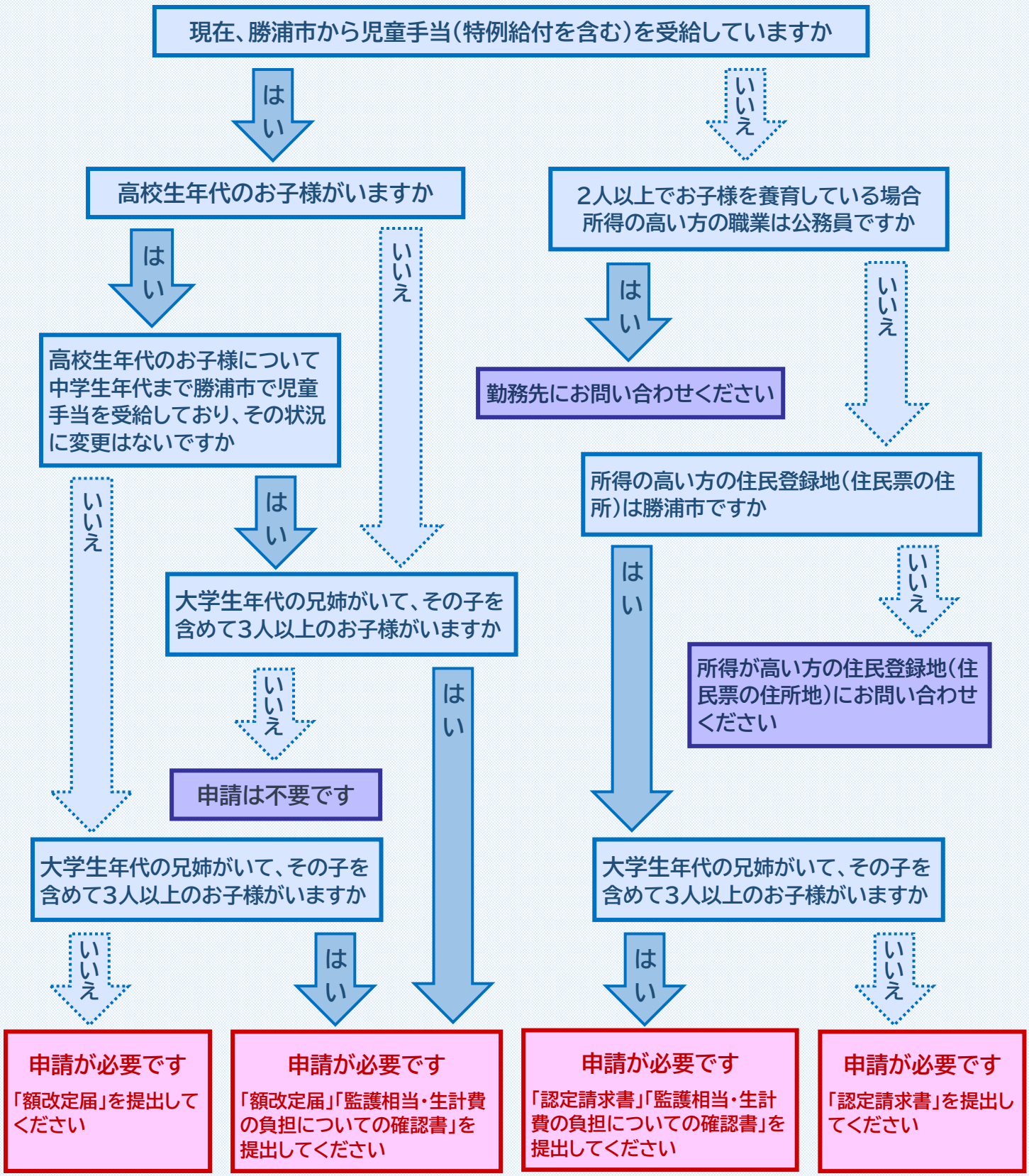

※申請が不要な方で、支給額が増額となる場合は職権にて額改定処理を行います。
※個別の事情がある方など、不明な点がありましたら福祉課までお問い合わせください。

▶申請書の提出先・問い合わせ先

勝浦市役所　福祉課子育て支援係

〒299－5292　千葉県勝浦市新官1343番地の1

電話：0470－73－6618（直通）　受付時間：8:30～17:15（土、日、祝日を除く）

市ホームページ